

平成20年12月3日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 認定第 1号 平成19年度上天草市歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 2号 平成19年度上天草市水道事業会計決算
- 日程第 6 認定第 3号 平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算
- 日程第 7 議案第83号 上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第84号 上天草市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第85号 上天草市教良木診療所施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第86号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第87号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第88号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第89号 平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第90号 平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第91号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第92号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第93号 平成20年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第94号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第95号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第96号 指定管理者の指定について
- 日程第21 同意第 5号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(26名)

議長	渡辺 稔夫				
1番	高橋 健	2番	小西 涼司	3番	島田 光久
4番	新宅 靖司	5番	川口 望	6番	田中 万里
7番	塩田 真一	8番	山口 安彦	9番	北垣 潮
10番	東川 義勝	11番	園田 一博	12番	堀江 隆臣
13番	佐藤ユミ子	14番	窪田 進市	15番	田中 豊八
16番	津留 和子	17番	瀬崎 秀輝	18番	寄口 大和
19番	桑原 千知	20番	渡辺 勝也	21番	田中 勝毅
22番	藤川 勝久	23番	山崎 哲哉	24番	猪塚 安親
25番	須崎 正造				

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	教	育	長	鬼塚 宗徳									
総	務	部	長	川本 一夫	企	画	観	光	部	長	村田 一安				
健	康	福	祉	部	長	松浦 省一	市	民	生	活	部	長	田中 義人		
建	設	部	長	永森 文彦	経	済	振	興	部	長	山下 幸盛				
教	育	部	長	鬼塚 憲雄	水	道	局	長	鍛	田	成	朗			
上	天	草	総	合	病	院	事	務	長	松本 精史	財	政	課	長	永森 良一
総	務	課	長	杉田 良一											

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	村	枝	誠	二	局	長	補	佐	野	崎	秀	満
参						事											

開会 午前10時00分

議長(渡辺 稔夫君) おはようございます。

平成20年12月の議会運営も議員皆様の御支援、御協力により無事迎えようとしております

が、新しい21年の議会運営がさらに推進されますようお願い申し上げますとともに、本年最後の議会を閉めたいと思いますので、どうかよろしく御協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺 稔夫君） 日程第1、会議録署名の議員を指名をいたします。

会議録署名議員に20番、渡辺勝也君、21番、田中勝毅君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡辺 稔夫君） 日程第2、会期の決定については、去る11月17日及び26日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成20年第4回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る11月17日及び26日に委員会を開き、会期日程等について協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、11月17日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第4回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を12月3日とし、閉会を17日か18日とする日程2案で内定をいたしましたが、詳細についての最終決定は一般質問の口頭通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に、提出予定議案につきましても、この時点で認定3件、条例3件、補正予算7件、その他5件の合計18件があり、事務局より提出予定議案の報告を受けたところでございます。

次に、11月26日の委員会で協議した結果を御報告いたします。会期につきましては、本日の3日が開会、提案理由の説明。4日は議案研究のため休会し、5日が議案質疑及び委員会付託。6日から8日は休会しまして、一般質問の通告者が15名でありましたので、一般質問日を9日5人、10日5人、11日5人とし、一般質問の会議時間を延長しまして三日間で一般質問を行うことを決定いたしました。なお、一般質問の日は会議時間を延長することになります。議会運営の申し合わせ事項により、一般質問時間は答弁を含め60分以内と定めてございますので、一般質問される方は質問時間の厳守を特にお願いをいたします。

次に、各常任委員会は12日金曜日を総務常任委員会と農林水産常任委員会の2委員会を開催し、13日と14日の休日を休会し、15日月曜日に文教厚生常任委員会と建設常任委員会の2委員会を開催することに決定しました。次に16日と17日は議会事務局の事務処理のため休会し、18日木曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、提案されました21件の議案及び陳情について付託委員会を含め検討し審議いたしました結果、全議案を本議会へ上程することに決定いたしました。なお、同意第5号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてと、諮問第3号から諮問第5号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての以上4件の審議方法について慎重に検討いたしました結果、この4提出議案につきましては常任委員会への付託を省略し、5日の質疑、委員会付託の本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告どおり16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、御報告申し上げます。

熊本県市議会議長会、全国市議会評議員会及び離島振興市町村議会議長全国大会に出席しましたので、その概要について御報告いたします。

去る10月2日、玉名市において開催された第238回熊本県市議会議長会では、開会あいさつの後議事に入り、正副議長全員の紹介、会務の報告を承認し、議案の審議が行われました。今回提出された案件は、玉名市提出の原油高騰に伴う農業及び水産業に対する対策の拡充についてと、会長市提出の中九州地域の交通網の整備促進についての2件で、慎重審議の結果、いずれも地域振興に関する重要案件であるため、原案のとおり可決されました。なお、二つの案件につきましては、九州市議会議長会第3回理事会に熊本県14市共同提出議案として提出することに決定いたしました。その後、議長会、局長会の日程等についてと、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に伴う研修が開催され、次回の熊本県市議会議長会開催地を人吉市とすることに決定し、閉会いたしました。

次に、11月14日、東京都の日本都市センターで開催された第85回全国市議会評議員会では、開会后、会長並びに代議員あいさつの後議事に入り、各部会からの提出18議案及び会長提出3議案の要望事項と、平成19年度全国市議会議長会決算などを慎重に審議し、承認され、閉会しました。

次に、11月18日、同じく東京都のグランドアーク半蔵門で開催された第27回離島振興市町村議会議長会全国大会においては、開会后、会長並びに来賓あいさつの後議事に入り、離島振興関係事業の促進強化を期するほか、9の要望事項が提案され、慎重審議の結果、承認されました。なお、10の要望事項については関係省庁に実行運動として働きかけるよう決議し、閉会をいたしました。

次に、平成20年8月から10月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会事務局に保管しております。必要な方は御閲覧をお願いします。

以上、御報告申し上げます。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。

市長。

市長（川端 祐樹君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

去る9月25日、熊本県市長会が阿蘇市で、10月16日、九州市長会が北九州市で、また11月13日全国市長会が東京でそれぞれ開催されましたので、その概要について報告いたします。

熊本県市長会の議事は、各市から提出されました20議案のうち5件を九州市長会へ、九州市長会の議事は各県より提出されました21議案のうち5件を全国市長会へ、全国市長会では重要課題である地方の活性化と国民生活の安定に関する決議など6件と、各県から提出されました地方分権による都市自治の確立等に関する重点要望など15件を実現に向けて国への要請がなされました。

次に市政の動きについて御報告いたします。

まず高校再編について、去る9月26日、県の教育長を訪ねまして8項目にわたる要望書を提出してきました。内容としましては、広報11月号にも掲載してありましたが、魅力ある高校の実現と、また県の対応によっては再編計画の見直しや先送りなどもあわせて要望いたしました。

次に、国は緊急経済対策としまして、急激な原油、原材料価格高騰及び金融機関の貸し渋りの状況などにより厳しい経営環境に置かれている中小規模事業者の現状を踏まえ、6兆円規模の緊急保証制度による対策を実施いたします。内容としましては、10月31日より商工業事業の対象者が中小企業信用保証法の規定に基づきまして市に認定申請を行い、市長の認定を受けた場合、県の金融円滑特別資金融資の対象者となります。現在、75の事業者より認定申請がなされ、74件を認定している状況でございます。この事業により、市内各事業者の経営安定に大きくつながるものと期待いたしているところでございます。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

日程第4 認定第1号 平成19年度上天草市歳入歳出決算

日程第5 認定第2号 平成19年度上天草市水道事業会計決算

日程第6 認定第3号 平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算

議長（渡辺 稔夫君） 次に、第3回9月市議会定例会において決算特別委員会に付託し、継続審査となっておりました日程第4、認定第1号、平成19年度上天草市歳入歳出決算、日程第5、認定第2号、平成19年度上天草市水道事業会計決算及び日程第6、認定第3号、平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、以上3件の決算認定を一括議題といたします。

決算特別委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、新宅靖司君。

決算特別委員長（新宅 靖司君） それでは、決算特別委員会の委員長報告を行いたいと思います。

9月定例会において決算特別委員会に付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました認定第1号から認定第3号までの案件につき、10月21日から23日までの三日間、委員会を開催し審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

なお、委員会での審査の方法といたしましては、部、局単位ごとに、主要施策成果説明書により執行部より説明を受け、それぞれ質疑、討論、採決を行っております。また委員より不用額及び流用、充用の説明を求める質疑の通告書が提出されていまして、委員会では100万円以上の不用額についての説明及び流用、充用についてはすべてあるものについての説明を求めています。

なお、決算の数値や、各事業成果の説明は、9月定例会において提出されております決算書及び主要施策成果説明書のとおりでございますので、そこは省略させていただき、委員会で出ました主な質疑内容や御意見を報告させていただきます。

まず冒頭に、委員より、雑入に繰り入れる場合の定義について質疑がありました。監査委員からは、目的別に科目が設定してあるので、所属する科目があればそこに受け入れることになる。ただし、条例等が廃止してあったりしてそれに基づく項目がない場合には諸収入として受け入れる事になるとの説明がありました。

また、委員からは、国、県または各種団体からの補助金、助成金を雑入に繰り入れるということは、国、県の指導もしくは法令に基づいたやり方であるのかとの質疑がありました。監査委員からは、歳入を設ける場合には、その所属で科目を設けることになるが、事業を行う上で国からの補助金であれば国庫支出金として受け入れすることになる。しかし、国庫支出金でない受け入れ項目のないもの、どこにも属さないお金については諸収入として受け入れることになるとの説明がありました。

また、委員からは事業を行った後、余ったお金を雑収入として受け入れることは問題のない処理の仕方なのかとの質疑がありました。監査委員より、補助事業を行う上では工事費、事務費というのがあるが、事業を行った後の残金については国等に返さなければならない。雑収入として受け入れて保管するというのは問題があるとの答弁がありました。

また、委員からは、支払わなければならない費用弁償等を支払わないで雑入に入れるということは適正なのか適正でないのか質疑がありました。監査委員からは、費用弁償については市の条例に基づいた委員さん等に支払うものであり、だれにでも支払われるものではないが、支払っていない費用弁償をまとめて何年か後に支払いをするというのは考えにくいのではないかと思う。当時の委員会委員から費用弁償は要らないからということで市に返されたのであれば、寄附金として処理してもいいのではないかとの答弁もありました。

以上のような総括的な質疑、答弁がなされたところでございます。

なお、初日の冒頭の質疑、答弁につきましては、監査委員から、決算委員会への出席は本日午前中のみしか出席できないとのことで、最初、監査委員への質疑から始めさせていただきました。

それでは、認定第1号、平成19年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。各部局ごとに報告いたします。

まず、議会事務局所管についてですが、事務局長より主要施策成果説明書及び歳入歳出決算書で説明がなされました。委員から特に質疑もなく、了承されております。

次に、総務部所管についてですが、まず、通告にありました100万円以上の不用額及びすべての流用、充用があったものについて執行部から説明がありました。委員からは、前回の決算委員会でも言いましたが、今回についても、監査委員から、流用は目的別に計上された経費を予定外の経費として使用するため、特別な事情のある場合に必要最小限に行うべきと思われるので、適正に処理されることを望むとの指摘がなされています。私たち委員がこの場で言い続けていることを執行部はどのようにとらえているのか、職員には指導をされているのかとの質疑がありました。担当部長からは、指摘がございましたことについては文書を作成し、重要問題、不用額の調整、すべてについて全職員に周知を行い指導を行っている。流用についてはやはり避けるべきではないかと思っているが、不測の事態が発生した場合に制度に基づいた流用については多少やむを得ないのではないかとの答弁がありました。

また、委員からは、災害等によりやむを得ず流用になったことの説明があったが、補正予算での対応はできなかつたのかの質疑がありました。担当部長からは、余裕があれば予備費から持ってくるのが一番いいのではないかと思っているが、やむを得ずその中で流用が可能で、同節間であればできるということでありますので、それに基づいてのことであるとの答弁がありました。

また、委員から、総務部の予算執行率について、昨年の決算委員会の際に監査委員から執行率については97%から98%が望ましいと聞いていたが、平成19年度においては96.3%、平成18年度が97.6%と比較すると1.3%落ちているが、その要因について説明を求める意見がありました。担当課長からは、当市の標準財政規模というのが100億円と言われている。そ

の適用を受けて滞納税額を支払う能力、財産がない、中小企業等が倒産し差し押さえ可能な財産がないなどの場合のことである。また、地方税法第15条の7第5項については、滞納処分の執行停止にかかる即時消滅に基づくもので、滞納している法人が廃業して事実上事業再開が見込まれない場合、滞納者が死亡して相続人もいない場合、また、地方税法第18条第1項については時効消滅の事項であるとの説明がありました。

また、委員から、現年度の滞納については差し押さえをされているのか、されている場合、どのような状況の中でどのように対処されているのかとの質疑がありました。担当課長からは、現年度分であっても、悪質な滞納者及び高額滞納者については差し押さえを行っているとの答弁がありました。委員からは、市の財政にとっても貴重な財源であるので、不公平さがないように不納欠損など慎重に対応していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、入湯税について未収金の状況について質疑があり、担当課長からは、平成20年3月31日に不納欠損処分を行った後の入湯税の滞納はないとの答弁がありました。委員からは、公平さを保つためにもこの未収金については回収しなさいとの昨年監査委員から指摘があったと思いますが、それを不納欠損処分しているとはどういう理由なのか説明を求める質疑がありました。担当課長からは、この入湯税については、旧松島町の法人事業者であるが、その事業者が廃業してその事業を再開する見込みがなかった。そういうことで徴収することのできる不動産、動産もなくなり、徴収することのできない滞納者であるということの不納欠損処分とさせていただくとの答弁がありました。さらに委員からは、倒産して徴収できなくなる前に法的手段として徴収する方法はなかったかの問いに対しては、担当課長から、平成19年度から県と協力しながら滞納処分の強化を図っているが、当市は平成16年に合併したが、その当時は徴収を行う上で必要な事務技術的なものを持っていなかったことが一つ。また、この入湯税については旧町の繰り越し分で、合併する前に旧町で早く滞納処分の強化とか不動産、動産の差し押さえを行うとかの方法をされていればできたのではないかと思うが、合併後においてこの法人については何もできなかったというのが実情であったとの答弁がありました。さらに委員からは、入湯税というのは温泉を利用する際に入湯税を含めて支払いをする。それを取りまとめて市に納める税というものであるので、未収金というのが今後出さないという方法をとっていただきたい。お客から入湯税を受け取りながら市に納めないでほかに使うというのは悪質であるので、そのようなことにならないよう対応を求める意見がありました。

また、委員から住民自治運営、活動事業については年々減額の計画となっているが、この事業の目的は住民自治を高め、行政に頼らない地域づくり、活性化を進めていくというのが目的と考えるが、財政が硬直化している中においても、各行政区の意見を十分把握され、検討されていくだけの価値のある事業だと思うので、今後増額するなどの配慮を求める意見がありました。担当課長からは、この事業については平成19年度から実施している。これは納税奨励金を廃止した関係から、それにかわる事業として始めた事業であるが、納税奨励金を対象とした1,000万円を計算のもとに、3年間で40%、30%、30%と3年間は減額していく中で減額になっている。

しかし、制度自体の内容については変わっていないとの説明がありました。さらに委員からは、今一律に補助金、助成金については減額されているが、産業団体、事業については自助努力というのは当たり前であるが、住民生活の基盤となる自治行政区というのは地域に対する重要な役割を果たしているの、その辺は一工夫していただきたいとの意見がありました。

また、委員から、不用額については監査委員の立場から出さないようにという指導は当然のことであるが、しかし、同じ所管の中で流用したりすることは他の所管から持ってくるというわけではないので、そこら辺は今後はないようにしますとの答弁でありましたが、しかし、大なり小なり今後もあると思うし、その辺は明確な答弁をしておかないと来年もまた同じ質問が決算委員会の中で出てくると思うので、できないならできない、多少はやむを得ないなどの説明にしておく必要があるのではないかと意見がありました。担当課長からは、絶対にないとは言えない。議会で審議されたことを、Aという事業費を全く違う性質のBという事業費にそっくりそのまま全額持っていくような予算執行、議会の審査を無視するようなことはできるはずありませんし、あり得ないと思っている。監査委員から指摘があっているように、節間での取ったりやったりすることは当然避けるべきであるので、職員への指導は徹底し歯止めをかけたいと考えている。しかし、流用については、予算は総計主義で行っているの、いつ何時非常事態が発生し内容等の変更が生じてくるかわからないので、許容範囲内の流用というのは認めていただかなければならない場合が出てくるので、流用については100%あり得ないというお答えは現段階ではできない。しかし、決して議会を軽視して予算執行をするということとはできないとの答弁がありました。

また、委員からは、事業成果説明書の中には、事業ごとに執行率というのが今までは記載してあったが今回から書いていなくて、予算がどのように執行されているのかがわかりにくい。執行率を記載していただきたいとの要望がありました。担当課長からは、自前で作成している用紙ではないので、執行率を書きますという答弁はできない。しかし、システム上記載可能であれば委員会の声として皆さんの期待に沿えるように持っていきたい。また、関係各課とも検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、選挙管理委員会所管についてですが、まず、説明を求めてありました100万円以上の県知事選挙の不用額については、開票作業等の時間短縮によること、選挙が3月23日執行されたことにより減額補正ができなかったこと、また、農業委員会選挙の職員手当等の不用額については、選挙が2月24日におこなわれたため減額補正ができなかったことの説明がありました。委員会ではほかに委員からの質疑もなく、了承されました。

次に会計課所管についてですが、委員から特に質疑もなく、会計管理者から主要施策成果説明書の説明で了承されております。

次に監査事務局所管についてですが、これについても委員から特に質疑もなく、主要施策成果説明書の説明がなされ、了承されております。

次に企画観光部所管についてですが、委員から、まず、ブロードバンドの関係で700万円の不

用額については、積算を出した当初予算では前もって予測できなかったのかとの質疑がありました。担当課長からは、市のほうからは4,900万円ほど出しているが、実際6,000万円ほどかかるだろうということで予算をつくっていたが、詰めていく段階で金額がわかってきたが、3月8日以降にブロードバンドの供用開始を行っているが、それ以降に精算ができた関係で700万円の不用額が出てしまったとの答弁がありました。

また、同委員からは、コミュニティー助成事業及び住民参加型まちづくりファンド拠出金について内容の説明を求める意見がありました。担当課長からは、コミュニティー助成事業については、13地区まちづくりの一つのよかばい大道ゆめクラブで松ヶ鼻に植栽をしていたが、植栽事業だということで宝くじ助成事業の申請を行った結果認められ、150万の助成があったので、松ヶ鼻の植栽事業の財源に充てたとの説明。また、まちづくりファンドについては、財団法人民間都市開発通信機構が行っている事業であるが、住民参加型の何かをやる場合には基金を使ってやれますという情報があったので調査した結果、申請して認められた場合には単年度で2,000万円、3年間で5,000万円の住民参加型の基金であるということがわかったので、12月に申請を行い認められた5,000万円であること、条件としてはNPO法人及び住民団体が行うハード事業が対象となるということの説明でありました。

また、ICカード標準システム構築助成金については、地方自治情報センターがすべて負担している。このお金を充てながらICカードにより学校からメール配信をするという事業がこの金額で行えるということであったので、申請をして実施するというものでいただいた助成金であるとの説明がありました。これに対し委員からは、国や民間企業の助成金、補助金を見つけてきて利用し、地域活性化につなげるということを企画政策課が行っていることは大変心強く感じたとの意見もありました。

また、委員からは、13地区まちづくりについて、事業に着手しているところの事業金額及び各地区のまちづくりの進捗状況について説明を求める質疑がありました。担当課長から、各地域に委員会を設置していただき事業の推進を進めていただいております、平成19年度の実績については、維和地区に三つの事業で317万円、中地区に495万円、今津地区に千巖山整備事業として51万6,000円、二間戸地区の花づくり事業に50万円、大道地区に221万円交付している。他の地区については、計画書づくりとしてまちづくり助成金を交付しているが、その内容については、登立14万6,000円、上地区1万1,000円、今津地区13万7,000円、姫浦地区1万5,000円、二間戸地区22万円、大道地区6万2,000円、高戸地区7万7,000円、樋島地区10万2,000円を交付している。各地区の進捗状況については、計画書づくりを終えて事業に着手しているところ、まだ計画書の作成中と各地区の進捗状況にばらつきがあり、各地区に職員を配置し支援してきたが、今後は叱咤激励しながら20年度には各地区何らかの形をつくっていただき、21年度にはすべての地区で何らかの事業に取りかかっていたきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、説明では各地区進捗状況にばらつきがあるようだが、あと2年間で計画書をつくり事業に取りかかるとなると、でき上がるどころとできないところが出てくると思われる

が、できなかつた場合の責任の所在についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。担当課長からは、事業終了まであと2年間しかありませんが、今までに考え尽くされたことでもあるし、全く何もない状況からのスタートではないので十分間に合うと考えている。計画書内容については、まちづくり委員会と十分協議しながら無理のない計画書にさせていただき、事業に着手していただかなければと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、天草四郎メモリアルホール特別会計の基金について、この積み立て基金については、メモリアルホールの売り上げの中から基金積み立てを行ったのかの質疑があり、担当課長から、決算で黒字が出たのでそれをもとに基金積み立てを行ったとの説明がありました。また、予備費から公課費への充用について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、消費税の支払いのため予備費から充用したとの説明、また、黒字になったことの要因についての質疑には、観光協会に売店のほうを管理委託している関係と、天草市のキリシタン館が休館している関係から旅行会社がメモリアルホールを利用させていただいている関係もあるとの答弁がありました。

次に市民環境部所管についてですが、委員から、流用について、市民相談費の報償費の講師謝礼は各節から流用を行い支払われたのかとの質問がありました。担当課長から、各節より24万円流用させていただき支払ったこと、国の委託事業で人権講演会の講師謝礼である。この講演会は国の委託を受けて行う事業であるので、この活動に熱心で詳しい先生をとということで審議会や委員会から要望があり、当初の講師を変更したことにより流用を行うことになったとの答弁がありました。また、戸籍住民基本台帳費の需用費内で流用、充用がされていることの説明を求める質疑がありました。担当課長からは、当初予定していなかった安心安全システム事業が新規に追加になったため予備費から充用を行ったことと、コピー代がかさんだことにより使用料及び賃借料へ流用したことの答弁がありました。

また、上天草市斎場特別会計については、委員から、流用についての説明を求める質疑がありました。担当課長から、一般管理費の役務費については樹木の剪定に充てたこと、理由については入口から本館に向けて植栽されている桜の木にテングス病が発生し緊急に剪定する必要性が生じたため、また、備品購入費については、施設の利用者から高齢者の方のためのバリアフリーの要望があったため、早急に要望にこたえるため車いす3台を購入したためとの答弁がありました。

次に健康福祉部所管についてであります。まず委員から、不用額及び流用について執行部からの説明の中で、3月補正で処理するべきものであったができなかつたという説明があったが、これは怠ったという解釈をしていいのか質疑がありました。担当課長からは、保健課については医療費が主なものであるので計算上金額について読めない部分がある。医療費の支払いの際に赤字になりはしないかと常に神経を使いながらやっている。福祉課については監査員から、敬老会の委託料というのは内容上補助金とするのが適正であるとの指摘があり、委託費から補助金及び負担金に流用したことによるもので安易に流用したものではないなど、決して怠っていたわけではないことの答弁がありました。委員からは、流用、充用をゼロ円にしろということを行っているわけではないが、むやみに流用、充用を行わないよう十分注意していただきたいとの指摘

がありました。

さらに委員からは、流用される金額が大きいものについては、議会もしくは最低でも所管常任委員会へ説明をした上で流用すべきではないかとの意見がありました。担当部長からは、老人福祉の多額の流用については、平成18年度まで委託料で組んでおり、平成19年度についても委託料で計上していたが、6月に監査委員から、性格から補助金ではないかとの指導を受けましたが、6月議会の後であり、もう少し早ければ6月議会で組み替え補正ができたが間に合わなかったことと、敬老会が9月開催ということもあって多額の流用をせざるを得なくなってしまったことは大変申しわけなく思っているとの答弁がありました。

さらに委員から、予算の流用、充用が適正になされているかについては、議員必携の中にも書いてあるが必要最小限にとどめるべきであるという文言がある。金額については書いていないが、常識的に考えて913万8,000円という金額はやむを得ない理由があったとしても必要最小限の金額とは言えない。議会軽視と言われても仕方のない金額である。今後は、このような金額の大きい流用については臨時議会でなくとも所管の常任委員会には説明をした上で行っていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、車の点検のための流用をしたとの説明があったが、車の車検の時期については、各課確認はされていないのかの質疑がありました。担当課長からは翌年度の予算編成の時期には確認を取っているが、平成19年度の予算編成の際には見落とししてしまったものであり大変申しわけないとの答弁がありました。委員から、今後このようなことがないようにしていただきたいとの指摘がありました。

また、委員から、国民健康保険税の滞納者について、決算審査意見書の中では景気低迷のため滞納者が増加したとばかりは考えにくいという指摘と、不納欠損処分額が前年より増加していることについて、監査委員から今後収納の向上の対策を講じて債権の確保を要望することなどが書いてあるが、公平を期するためにもどのような対策をとられているのかについての質疑がありました。担当課長からは、リバイバルプランに基づいた自主財源の確保というのを使命としている。新規滞納者の防止、平成19年度から取り組んでいる滞納処分の強化、不納欠損処分の実施による収納向上に努めるとの答弁がありました。

また、委員からは、湯島診療所、教良木診療所の医師の確保については今後どのような計画であるのかの質疑がありました。担当部長からは、診療所の医師については自治医大からの派遣に頼っている状況である。湯島については1名派遣していただいているが、教良木診療所については、上天草総合病院が自治医大の受け入れ拠点病院になっているが上天草総合病院に今2名派遣していただいているので、そのうち1名を教良木診療所に派遣していただいている。現実的には1名の減の状況である。今後の見通しについては、医師の派遣については減ることはあっても増えることはないというようなことで確約はできないとの回答をいただいている。まだ議会の方には説明をしていないが、平成21年度から教良木診療所については上天草総合病院の中に統合し上天草総合病院で経営していただく計画で進めている。湯島診療所については離島であるので自

治医大に派遣していただくよう要望しているが、これも確約はできない状況であるとの説明でありました。

また、委員から、両方の診療所を比較したときに、受診者の数と診療報酬に余りにも違いがあるが何か理由があるのかの質疑がありました。担当部長からは、はっきりした理由は調査していないのでわからないが、医療形態が違うのではないかとの答弁がありました。

また、委員からは、介護保険料の普通徴収について、年々徴収率が下がってきている。介護保険料は国民健康保険税と一緒に徴収されていると思うが、国民健康保険税についてはそうでないのに介護保険料についてのみ徴収率が低下してきているが、その理由について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、徴収の方法については国保税と介護保険料については、一緒に督促状を出して年3回催告している。同じように催告をしているが、介護保険料のみの単独のほうが若干あるのではないかということと、滞納のある方は両方滞納のある方が大半だが、優先ではないが、国保税について先に徴収をおこなっている。介護保険料については、催告をしているが訪問徴収というようなことはやっていない関係から徴収率の低下の原因になっているのかとの答弁がありました。また同課長からは、国保税と介護保険料については法令的に違いがあることと、税については滞納処分というような事務的技術を持ち合わせているが、介護保険料については滞納処分などの事務技術的なものを持ち合わせていなかったことがこのような結果になったとの補足説明がありました。

また、委員からは、介護サービスを受けるには介護サービス計画を作成しなければサービスは受けられないが、その計画の作成はケアマネージャーがされていると思うが、上天草市においてはケアマネージャーが十分足りているのかの質疑がありました。担当課長からは、計画書作成は年間450件ほどの要望があるが、市の嘱託職員5人、市の職員2名の7名で作成している。居宅については全体の3割程度を委託している。それでも処理しきれない分については、市の保健師などが対応しているとの答弁がありました。

議長（渡辺 稔夫君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き再開します。

決算特別委員長（新宅 靖司君） 先ほどの続きの委員長報告を行いたいと思います。

次に、農業委員会所管についてですが、委員会から特に質疑がなく、事務局長による主要施策成果説明書の説明で了承されております。

次に、経済振興部所管についてであります。委員からは、干切漁港について当初からの事業の内容、現在の状況、投資額、最終年度までの総事業費、現在の漁船の数、事業終了後の費用対効果について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、東防波堤60mが80mに変更、北防波堤は変更なし、南防波堤130mが127mに変更、離岸堤50mについては取りやめ、

救急施設物揚場140mが108mに変更、用地埋め立てについては6,700平方メートルが3,526平方メートルに変更、南護岸55mが15mに変更。次に現在までの投資額については、平成2年度から19年度まで15億6,696万円、最終年度までの総事業費は21年度完了まで18億1,696万円。漁船の数については、平成19年度調査では漁船34隻、遊漁船が49隻である。費用対効果については費用便益比率は1.57となっている。この便益の評価については、水産生産コストの削減効果、漁業就業者の労働環境改善効果、避難救助災害対策効果が干切漁港では評価項目として上がっていることの説明がありました。さらに委員からは、干切漁港の整備については県補助事業であると思うが、市からの補助額はどれくらいか、また平成21年度の負担額は幾らになるかとの質議がありました。担当課長からは、市の負担額については35%であること、平成21年度の予算は1億円を計上したいとの答弁がありました。委員からは、平成21年度で完了する事業ではあるが、現在の市の財政状況、費用対効果を考慮すると休止を考慮する必要があるのではないかなどの意見もありました。

また、委員からは、農林業費雑入の土地改良施設維持管理適正化事業交付金及び土地改良事業精算金について、事業内容について詳しく説明を求める質疑がありました。部長並びに担当課長からは、土地改良施設維持管理適正化事業交付金は姫戸町の山田ため池地域の排水事業費の交付金であり、内容は斜地3カ所、しゅんせつ、フェンス31mの工事である。事業の仕組みについては、適正化事業に加入して全事業に必要な金額の30%を5年間積み立てた金額と、県の補助30%、国の補助30%をあわせた90%と、土地改良連合会からの5%を合計した95%が交付金として交付されたお金であるとの説明がありました。

また、土地改良事業精算金の内容については旧松島町で行われていた土地改良事業であるが、この事業には土木工事のほか、受益者を代表とした換地委員会を立ち上げることになるが、その運営については日当、報酬等の費用がかかります。旧松島町ではこれらの報酬についてはボランティア活動として事業を推進してきたため、そのため生じたお金である。このお金については各換地委員会に精算し交付すべきところではあったが、残務工事等の未解決の問題があったため、一たん市に受け入れ今後備えるべきと考え、雑入として処理することになったとの説明がありました。

さらに委員からは、換地委員は何人で、年間支払われる1人当たりの報酬等については幾らになるのか、またいつの時期から支払っていないのかの質疑がありました。部長からは、圃場整備の地区がいろいろあるので一概には言えないが、換地委員会の構成員は12名ないし15名で構成し、年五、六回程度会議を開いていたので報酬等については1人当たり年4万3,000円程度ではないかと思う。時期については、平成12年度に担当課長として着任してから支払っていない。それ以前についてはわからないとの答弁がありました。

さらに委員からは、年間約65万円のお金が支払われていなかったとすると、平成19年度まで計算すると520万円程度のお金が浮く計算になる。今回雑入として入れられたお金の差があるがどうされたのか、質疑がありました。部長からは、残務工事等の整理、未解決となっていた問題

解決のために使用されたとの答弁がありました。

また、同委員からは、この土地改良事業についての今日までの資料、換地委員会の決算についての資料、換地委員会委員からボランティアとしての承諾書はあるのかの質疑がありました。部長からは、換地委員会の精算業務については担当者が保管している。ボランティアについての承諾書はいただいていないとの答弁がありました。

また、委員から、補助事業についての補助費を雑入として入れるというのは適法適正に処理されたと言えるのかの質疑がありました。監査事務局からは、適正化補助金については交付要綱等に基づいて行われているので問題はないと思う。土地改良事業精算金については決算のとき、精算金と報告を受けて収入のほうで確認しているので問題ないと思うが、事業内容については詳細には聞いていないので返答できないとの答弁がありました。

また、委員からは、今新聞等で報道されている架空領収書等を作成し補助金を返納していないことが問題となっているが、この土地改良事業精算金についても同じことのように思うが執行部はどのように考えているのか、質疑がありました。部長からは、ボランティア活動でやっていただくことによって、そのお金でいろいろな問題に対応してきたことはいいことだと思っていた。これは経費削減の面からしてもよいことだと思っていたが、認識が甘かったことは反省している。いろいろ考えたが、今後諸問題に対応するためには、一たん市に入れることがベターとの思いから雑入での処理となったこととの答弁がありました。

この経済振興部所管については、質疑時間の都合により翌日審議となり、その継続審議となっていた翌日の審議内容について、委員から、土地改良事業精算金の雑入の件については、担当部長から関係資料により詳細な説明を受けた上で慎重な議論及び審査を行ったが、実際に決算委員として懸念しているのが法に基づく適正な処理であったのかどうだったのかが問題であり、今後については執行部について適正適法に沿って処理していただくことを切望するところであるが、この点について執行部はどう考えているかとの質疑がありました。担当部長からは、この件については、監査委員におかれても十分協議されたと聞いている。いろいろな資料を見る中で現段階としては決算として受け入れする場合は雑入が最も適当であると思っているとの答弁がありました。委員からは、受け入れ科目としては雑入しかないということは監査委員からも聞いているが、内容についてのお金の性格とか趣旨については深く監査委員としては把握できないということは聞いている。しかし、処理としては平成19年度で処理されているが、このお金の処理の仕方については、適正適法な考え方からすれば国、県の補助事業としてのお金であるので大変懸念されるところである。今後入ってきたお金をどのように処理していくのかを一番議論したところでもあるし、これから検査が入ったときに何ら問題がないように決算委員としては決算認定をしなければならぬと考えている。その点については執行部は十分に考えて対応していただきたいとの意見がありました。

この問題につきましては、当時の担当部長から、平成12年度から平成19年度まで関係諸帳簿を提出し、その経過内容について詳細な説明を受けた上で、二日間におよぶ慎重な議論を重ね

た結果、本件につきましては御了承をいただいたところです。

次に、建設部所管についてであります。委員から、土木使用料の市営住宅使用料滞納繰り越し分について、収入未済額が673万382円であるが、旧町ごとの滞納額について説明を求める質疑がありました。担当課長から、滞納状況について収納率98.3%、熊本県下の市の中では2番目に高い収納率であるが、滞納については数年にわたり滞納されている方もあるので、そういう場合は建設課の方針として現年度を優先に徴収をしているとの説明がありました。

また、委員からは、市営住宅であき住宅がかなりあると思われるが、今後あき住宅についてはどのように考えているかの質疑がありました。担当課長から、現在市営住宅は4町合わせて287戸あり、そのうち11戸が空室となっているが、2戸が老朽化に伴い改修不能状態である。市広報紙に掲載していたように9月現在では5戸ほど募集しており、残りのあき室については改修等が済み次第、随時募集をしていきたいとの答弁がありました。

また、下水道施設について、年間維持管理費についてはどれくらいあるのか質疑がありました。担当課長からは、処理場の維持管理費で5,500万円、管理等の維持管理費で300万円から400万円程度かかっているとの答弁がありました。委員からは、滞納が増加傾向にあるという監査委員からの指摘を受けていることについて説明を求める質疑がありました。担当課長から、分担金による収入と使用料による収入があるが、分担金については現年度は1件発生している。過年度分では10件で98万円ほどあり、徴収については水道局と一緒に رفتりしているが、営業状態がよくないということで徴収が難しい状況である。使用料については、現年度分で95%の徴収率であり、過年度分では1,700万円程度ほどの未収金があるが、内訳については2件の滞納者で86%を占めている。そのうち1件については旅館業であるが既に倒産し、債務者も行方不明であり徴収不能な状況もある。もう1件については、同じく旅館業で現在も営業をしているので、毎月分と過年度分をあわせて納めていただいているが、過年度分については少ない金額しか徴収できない状況である。また、2件の滞納額の内訳については、倒産したところが659万9,000円、営業している旅館が827万3,000円の滞納があるとの答弁がありました。委員から、倒産して徴収不能な状況になる前の手立てはできなかったのか、また残り1件についても現年度は払っていただいているが、過年度分については少ししか支払っていただけていないということであるが、このまま行くと将来払っていただけない状況になりはしないかと思うので、早急に対応を考えていただきたいとの意見がありました。

次に、教育部所管についてですが、委員からは不登校問題について、各地区別の不登校の生徒数について及び不登校の原因について調査をされているかとの質疑がありました。担当課長からは、平成19年度の資料については持ち合わせていないということで、平成20年度現在の生徒数について説明がありました。中学校については、大矢野地区15名、松島地区4名、姫戸地区2名、龍ヶ岳地区2名、小学校については、大矢野地区4名、松島地区1名、姫戸、龍ヶ岳地区についてはゼロ名であること、不登校の原因については、これが原因であるというような具体的な調査はしていないが、家庭内の問題に教育委員会として立ち入れないこともあるので児童相談

員、児童相談所と情報交換しながら対応をしている。相談員からは学校でいじめがあるから学校に行かないということよりも、家庭内の問題がこの不登校に最も影響しているのではないかと聞いているとの答弁がありました。

また、委員からは、特別奨学金給付事業について、将来地元に残って頑張ってもらえる生徒を優先に給付者として採用していただきたいとの要望がありました。担当課長からは、考慮する点はあると思うが、選考基準の中に卒業後の地元に残るということを入れるというのは難しいのではないと思うが、選考委員会へは決算委員会委員からそのような意見があったことは伝えたいとの答弁がありました。

以上のような審議を経まして、一般会計および特別会計の認定第1号、平成19年度上天草市歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成19年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算については、委員から、平成19年度給水停止の件数及び大口滞納者の状況について説明を求める質疑がありました。担当局長から、給水停止については毎月30件ほど発生しているが、停水通知などの対策により、実際に停止まで及んでいるのが二、三件程度となっている。大口滞納者については10件程度あり、主に旅館業者などがある。未収金の1億3,000万円のうち7,000万円ほどが大口滞納者の滞納分であるとの答弁がありました。さらに委員から、商売をされている方についての徴収が甘いのではないかとこの質問に、担当課長から、水道局としては当月分だけでなく滞納金額に応じて20万円、10万円、時には毎週5万円納付しなさいというような対策をとっている。それでも支払われない場合は、あす停水しますという通告書を出しているとの答弁がありました。また、委員から、2年経過すると時効になるということであれば、その日のうちから徴収に取り組んでいただき、市の大切な財源であるので、下水道課と協力しながら早急に取り組んでいただきたいとの要望がありました。

委員会では、そのほか慎重に審議しました結果、認定第2号についても、起立採決の上、認定することに決定いたしました。

次に認定第3号、平成19年度上天草市立上天草総合病院事業決算の認定については、委員から特に質疑がなく、病院管理者より病院概要の説明と、病院事務長により歳入歳出決算書を詳細に説明されました。委員会では質疑もありませんでしたが、起立採決の上、認定することに決定いたしました。

以上が決算特別委員会で審議した内容であり、認定第1号から認定第3号まで認定することに決定いたしましたので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で、決算特別委員長よりの報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、認定第1号から認定第3号までの以上3件を採決いたします。

まず、認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

-
- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 7 | 議案第 8 3 号 | 上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 4 号 | 上天草市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8 5 号 | 上天草市教良木診療所施設条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 6 号 | 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 7 号 | 平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 8 号 | 平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補 |

正予算（第3号）

- 日程第13 議案第89号 平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第90号 平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第91号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第92号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第93号 平成20年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第94号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第95号 指定管理者の指定について
日程第20 議案第96号 指定管理者の指定について
日程第21 同意第5号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議長（渡辺 稔夫君） 日程第7、議案第83号から日程第21、同意第5号まで、以上15件を一括議題といたします。

議案第83号から順次提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（川端 祐樹君） 平成20年第4回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今定例会には、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案4件、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号など補正予算議案8件、指定管理者の指定についてなど議案2件、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての同意議案1件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問議案3件の合計18議案を提出いたします。

各議案の内容につきましては、所管部長より御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） では、議案第83号から議案第84号まで、総務部長。

総務部長（川本 一夫君） それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第83号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料の1ページをお願いいたします。議案説明資料でございます。

第1条中、第158条7項を同条1項に、総務部を総務企画部に改め、企画観光部を削ります。以下、3ページまで文面を省略させていただきまして、それぞれ改正後の一部文言と括弧内の数字だけを読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2条の総務企画部以下の事務分掌を次のように改めます。7については工事の検査を追加。

また12から説明資料の2ページの20までをそれぞれ追加いたします。

次に、経済振興部でございます。経済振興部は7から10までを追加します。

次に説明資料の2ページから3ページにかけてお願いいたします。建設部に9と11を追加します。

説明資料の3ページでございます。市民生活部に8を追加します。

また、健康福祉部の4に後期高齢者医療の文言と5を追加いたします。

次に説明資料の4ページをお願いいたします。下水道運営審議会設置条例第7条中、下水道課を建設部都市整備課に、老人ホーム入所者判定委員会設置条例第4条6号中、介護保険課長を高齢者ふれあい課長に改めます。

次に説明資料の5ページをお願いいたします。第10条2項4号中、介護保険課を高齢者ふれあい課に改めます。

説明資料の6ページをお願いいたします。名誉市民条例の第3条2項中、総務部長を総務企画部長に改めます。

次に説明資料の7ページでございます。交通安全対策協議会条例第5条及び公共事業の再評価に関する条例の第14条、いずれも総務部を総務企画部にそれぞれ改めます。

説明資料の8ページでございます。松島庁舎等建設検討委員会設置条例第7条および前島地区市有地開発検討委員会設置条例第7条の、企画観光部を総務企画部にそれぞれ改めます。

提案の理由は、地方分権に対応し組織の効率化を図るとともに、施策と組織を連動させ、市民にわかりやすい組織に再編するため関係規定を整備する必要があるがございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案の5ページをお願いいたします。議案の5ページでございます。

議案第84号、上天草市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料の9ページをお願いいたします。

第2条3号を法第260条の9に規定する会代表者に、また4号を同条の10に規定する特別代理人に、5号を同条の24または25に規定する清算人に改めます。

説明資料の10ページをお願いいたします。第9条2号を法第260条の20に改めます。

提案の理由は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第85号を健康福祉部長。

健康福祉部長（松浦 省一君） 議案第85号、上天草市教良木診療所施設条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

全国的に医師不足が深刻な問題となっておりますが、熊本県でもへき地地域へ派遣する医師の十分な確保が難しい状況にあり、将来にわたって教良木地区住民へ安定した医療の提供を継続す

るため、教良木診療所施設の管理運営を上天草市立上天草総合病院へ移管することに伴い、関係条例の整理をお願いするものでございます。

関係条例につきましては、説明資料の11ページをお開き願います。

まず、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で、別表1の診療所運営協議会の項を削るものでございます。

次に12ページをお願いいたします。上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の中で、第6条中の、及び教良木直営診療所を削り、同条第2号を、へき地手当給料月額及び扶養手当の合計額の100分の12に改めるものでございます。

次に13ページをお願いします。上天草市特別会計条例の中で、第1条中第4号を削り、第5号を4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に14ページをお願いします。上天草市附属機関設置条例の中で、別表2の市長の部、診療所運営協議会の項を削るものでございます。

議案書の6ページに返っていただき、附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしまして、上天草市教良木診療所施設を上天草市立上天草総合病院へ移管することに伴い、上天草市教良木診療所施設条例を廃止するなどの必要がございます。これがこの議案の提案理由でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第86号を病院事務長。

上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の8ページをお願いいたします。議案第86号について御説明いたします。

議案第86号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

別紙説明資料15ページの新旧対照表で御説明をいたします。第3条第2項第1号から第2号までの診療科目を表のとおり改正するものでございます。これは、医療法施行令の一部を改正する政令の制定に伴いまして改正するものでございます。一部診療科、皮膚科のみが新規の追加でございます。

次の16ページ、第4条第1項第2号イ、事業内容の中の、国及び県を、国、県及び市等に改めるものでございます。

次に第3号、ぜんそく研究所を削除いたしまして、第4号、訪問看護ステーションから第8号、居宅介護支援センターまで1号ずつ繰り上がりまして、新たに第8号に教良木診療所設置場所、上天草市松島町教良木2948番地1、事業内容、国民健康保険及び社会保険の趣旨に基づき、模範的診療及び一般患者の診療を行うをつけ加えるものでございます。

議案書9ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2番目でございますが、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を次のように改正

する。第3条第1号中、病院の次に、及び教良木診療所を加える。別表第1中、病院の次に、及び教良木診療所を加える。

提案理由といたしまして、上天草市教良木診療所施設を上天草市立上天草総合病院へ経営統合するに及びまして、医療法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして関係規定を整備する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第87号を総務部長。

総務部長（川本 一夫君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第87号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号につきましては、皆様のお手元に別紙の資料を配付してございます。これを読み上げさせていただきまして説明にかえさせていただきます。

提案理由の説明資料、議案第87号、ただいま申し上げました補正予算でございます。歳入歳出それぞれ3億8,007万5,000円を追加し、予算総額を156億6,650万3,000円とするものです。

第2表、債務負担行為の補正は、交流センタースパ・タラソ天草の指定管理委託料他2件の合計で2億1,336万9,000円でございます。

第3表、地方債の補正は、過疎対策事業債ほか3件で総額を10億9,720万円とするものでございます。

歳入予算の主なものといたしまして、45款地方交付税4億2,868万8,000円は、普通交付税の増額によるものです。

65款国庫支出金10項国庫負担金712万円の減額は、主に民生費の社会福祉費の減額によるもので、同じく15項国庫補助金2,886万7,000円の増額は、総務費の地域活性化緊急安心実現対策の増額と農林水産業費の減額等によるものです。

また、20項委託金2,834万6,000円の増額は、総務費の衆議院議員選挙費でございます。

70款県支出金15項県補助金5,860万1,000円は、主に農林水産業費の経営構造対策事業の減額によるものです。

85款繰入金15項基金繰入金8,780万円は、主に地域福祉基金繰入金等による減額です。

95款諸収入35項雑入5,262万3,000円は、地域通貨売り払い収入の増額です。

次に、歳出予算の主なものといたしまして、15款総務費10項総務管理費6,022万4,000円の増額は、主に企画費の地域通貨事業補助金の増額です。

15款総務費25項選挙費2,503万2,000円の増額は、主に衆議院議員選挙費でございます。

20款民生費10項社会福祉費1,225万6,000円の減額は、20目障害者福祉費の訓練等給付費の減額で、同じく15項児童福祉費1,369万6,000円は、国庫支出金返納金の増額です。

35款農林水産業費10項農業費6,474万2,000円の減額は、主に20目農業振興費の複合経営促進施設補助金の減額によるもので、同じく20項水産業費25目漁港建設費1,569万2,000円は、工事請負費の減額によるものです。

4 0 款商工費 2 0 目観光費1,059万1,000円は、主に観光客集客促進事業委託料の増額です。

4 5 款土木費 1 0 項土木管理費1,085万5,000円は、下水道繰出金の減額によるもので、同じく
2 5 項港湾費2,039万8,000円は、主に工事請負費の増額でございます。

6 5 款公債費1億2,281万6,000円の増額は、主に地方債元利償還金の繰り上げ償還分でございます。

7 0 款諸支出金 2 0 項基金費2億1,369万2,000円の増額は、財政調整、減債、環境保全等でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第 8 8 号から議案第 9 0 号まで、健康福祉部長。

健康福祉部長（松浦 省一君） 議案第 8 8 号、平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 3 号について御説明いたします。

別冊予算書で説明させていただきます。5 7 ページをお願いいたします。

議案第 8 8 号、平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 3 号は、第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7,905万7,000円とするものでございます。

6 0 ページをお願いいたします。平成 2 1 年度の特定健康診査委託契約を本年度中に行う必要がありますので、債務負担行為の補正をお願いしております。

6 3 ページをお願いいたします。まず、歳入で 5 5 款の財政調整基金からの繰入金を50万円減額しております。

次に歳出につきまして、1 5 款の保険給付費は、保険給付費ごとに本年度の給付見込額を算出し、補正予算を計上しております。

1 7 款の後期高齢者支援金、2 0 款の老人保健拠出金、2 5 款の介護納付金につきましては、それぞれ財源の組み替えをお願いしております。

5 5 款の予備費300万1,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を経る必要があります。よろしく、御審議お願いします。

続きまして、議案第 8 9 号、平成 2 0 年度上天草市診療所特別会計補正予算第 3 号について御説明いたします。別冊予算書の 6 6 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ522万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,402万4,000円とするものでございます。

歳入から御説明します。

1 0 款の事業収入423万6,000円の増額は、9 月までの診療報酬をもとに本年度の収入見込み額を算出し、増額補正をお願いしております。

2 5 款の繰入金98万4,000円の増額は、歳入不足額補てんのため、一般会計から繰入金の増額をお願いしております。

次に歳出につきまして、70ページをお願いします。

10款の総務費68万1,000円の増額は、人事異動に伴う人件費42万1,000円の増、病院賠償責任保険料加入による5万9,000円の増、湯島歯科診療経費を一般会計から移行させたことによる委託料15万円の増、天草郡市医師会負担金5万1,000円の増でございます。

また、20目の医療費453万9,000円の増額は、歳入による診療報酬の見込み増に伴って医薬材料費の支出見込み額を算出し、増額をお願いしております。

次に、議案第90号、平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算について御説明いたします。

別冊予算書の71ページをお願いいたします。第1条にありますとおり、歳入歳出の予算総額にそれぞれ487万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億7,687万7,000円とするものでございます。

今回補正をお願いしておりますのは、上半期の給付状況により地域支援事業費の見直し及び来年度からの介護保険制度の改正に伴うシステム改修、介護給付費準備基金への積立金、国庫及び県支出金の過年度分精算が主なものでございます。

内容につきましては、別冊の77ページをお願いいたします。

10款の保険料49万8,000円の減額につきましては、地域支援事業費を減額したことによる第1号保険者の保険料負担分の減額でございます。

15款の使用料及び手数料18万2,000円の減額は、地域支援事業の上半期実績における配食サービスの利用者負担を減額しております。

20款の国庫支出金のうち25目介護保険事業費補助金80万3,000円の増額は、要介護認定調査項目の改正に伴うシステム改修にかかる国庫補助金でございます。

同款31目地域支援事業交付金介護予防事業及び35目地域支援事業交付金の減額は、特定高齢者施策事業、一般高齢者施策事業、総合相談事業費等の上半期の給付状況により国庫負担分をそれぞれ減額しております。

25款の支払基金交付金76万8,000円の減額は、地域支援事業費を減額したことに伴う第2号保険者の保険料負担分の減額です。

30款の県支出金10項の県負担金の介護給付費負担金61万7,000円の増額につきましては、19年度分の精算に伴う県負担金の追加分を計上しております。

20項の10目地域支援事業交付金、15目の地域支援事業交付金の減額は、特定高齢者施策事業、一般高齢者施策事業、総合相談事業費等の上半期の給付状況により県負担分をそれぞれ減額しております。

35款の財産収入の利子及び配当金49万1,000円の増額は、介護給付費準備基金の満期利息でございます。

45款15目その他一般会計繰入金562万9,000円の増額は、介護保険法改正に伴うシステム改修に必要な費用を一般会計から繰り入れするものでございます。

20目の地域支援事業繰入金及び25目の地域支援事業交付金の減額は、特定高齢者施策事業、一般高齢者施策事業、総合相談事業費等の上半期の給付状況により市負担分をそれぞれ減額するものでございます。

60款の諸収入12万4,000円の増額は、交通事故等に起因する住宅改修費の第三者納付金を計上しております。

80ページの歳出について御説明いたします。

10款の総務費534万5,000円の増額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修及び天草広域連合と市介護保険ソフトとの接続に伴う委託料を計上しており、同款20項の介護認定審査会費49万5,000円の増額は、システム改修に伴う上天草市の負担分を計上しております。

25項の趣旨普及費10万円の減額は、今年度購入予定のパンフレットを見送ったことにより減額しております。

30項の計画策定委員会費180万8,000円の減額は、第4期介護保険事業計画の策定委託料の入札残でございます。

25款の基金積立金の8,032万8,000円の増額は、19年度からの繰越金のうち、前年度決算による国、県等への返還金がほぼ確定しましたので残額を基金に積み立てるものでございます。

35款の諸支出金10目第1号被保険者保険料還付金210万円の増額は、過年度において死亡、転出等により還付が生じたものについて還付を行うための費用でございます。

また、15目償還金7,409万9,000円の増額は、19年度介護保険事業費の確定により、国、県の負担分を返還するものです。同様に15項の繰出金12万円の増額は、一般会計に返還するものでございます。

40款の予備費1億5,289万4,000円の減額は、介護給付費準備基金及び国庫及び県負担金の過年度精算等に伴う償還金の財源として充当しております。

45款10項10目介護予防特定高齢者施策事業費244万7,000円の減額は、11月に集団検診が終了したことに伴い、特定高齢者把握事業の受診者数により上天草総合病院等への委託金、負担金等を調整しております。

15目の介護予防一般高齢者施策事業費11万円の減額は、講演会における講師を市の職員や上天草総合病院の医師等に対応したため、不用となりましたので減額しております。

15項15目総合相談業務費2万8,000円の減額は、実績により減額しております。

30目任意事業23万円の減額は、家族介護交流事業の送迎を職員で行うとともに、地域ネットワーク栄養改善事業の上半期の給付状況により減額するものでございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ここでお諮りいたします。12時を過ぎましたが、午後より再開することを申し上げていましたが、このまま審議を終了するまで会議を続けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議ございませんか。それでは、会議時間を延長して審議を続けます。

次に、議案第91号を企画観光部長。

企画観光部長（村田 一安君） 議案第91号について御説明いたします。議案書の14ページをごらんください。

平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、別冊予算書の84ページで御説明いたします。平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,933万7,000円とするものでございます。

87ページを御覧ください。まず歳入でございますが、25款財産収入4万3,000円の増額補正でございますが、天草四郎メモリアルホール基金利子でございます。

次に歳出の10款総務費10目一般管理費10万円でございますが、広告料と植木剪定手数料分を節の組み替えと増額補正でお願いをしております。

また、20款諸支出金で4万3,000円の利子を天草四郎メモリアルホール基金積立金に計上しております。

以上でございます。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第92号を建設部長。

建設部長（永森 文彦君） 15ページをお願いいたします。

平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由としましては、地方自治法第96条第1項の第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので提案をいたします。

予算書の89ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ791万4,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ7億154万9,000円とするものでございます。

90ページをお願いいたします。歳入につきまして、先ほど説明が一般会計からありましたが、歳入の一般会計からの繰入金を1,099万円減額しまして、あわせて減額の791万4,000円でございます。

歳出につきましては、公債費の減額で975万円。あわせまして減額の791万4,000円をお願いいたしております。

92ページをお願いいたします。92ページの歳入につきましては、説明のとおり一般会計から1,099万円を減額いたしております。

また、雑収入では消費税の還付金を307万6,000円がありましたので、歳入といたしております。

主な歳出でございますけれども、一番下のところでございますが、款項の公債費のところ、一括、利子の高利子分の償還をいたしました効果が表れておりますので、実施部分の475万円、償還金の利子を同じく500万円が減額されたものですから、下水道の予算総額そのものを減額いたしております。よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第93号を水道局長。

水道局長（楢田 成朗君） 御説明いたします。議案集の16ページをお願いいたします。

議案第93号、平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第2号について御説明いたします。

平成20年度上天草市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定めるものであります。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由であります。

内容につきましては、別冊の平成20年度上天草市水道事業会計補正予算のほうで説明いたします。1ページをお願いいたします。第1款水道事業費用の支出のほうをお願いいたします。第1項の営業費用200万円の減額。第3項特別損失の200万円の増額となっております。

内容といたしましては、主に20年度の人事異動による給与関係で400万円ほどの増額となっております、それと特別損失のほうの200万円程度を増額しております。それに伴う費用といたしましては、修繕費のほうで600万円程度の減額補正を行っております。

2ページをお願いいたします。資本的支出のほうです。第1款資本的支出の第1項建設改良費で394万7,000円の減額。第2項企業債償還金で394万7,000円の増額です。

内容といたしまして3ページのほうで説明いたします。配水及び給水費のほうで減額の503万2,000円。総経費で303万2,000円の増額となっております。これは303万2,000円の増額は給与関係です。特別損失のほうで200万円の増額をいたしております。全体的な補正といたしましては予算内での移動ということで増減額はゼロ円となっております。

続いて、資本的支出のほうを御説明いたします。4ページのほうをお願いいたします。資本的支出の第1款第1項建設改良費で394万7,000円の減額。第2項企業債償還金で394万7,000円の増額です。この企業債の償還金についてなんですけれども、これは高いほうの利子を償還いたしまして安いほうの利子のほうに借りかえたために一部を一括償還するに当たり、390万円程度の今予算が足りない分を今回経常しております。予算の総予算的にはプラマイゼロということで増減等についてはありません。

以上が補正予算の概要です。よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第94号を病院事務長。

上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の17ページをお願いいたします。議案第94号について御説明いたします。

議案第94号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号。平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

職員の異動に伴いまして、医業費用の給与費を減額し、訪問看護ステーション給与費を増額するものでございます。

別冊補正予算書3ページのほうで御説明いたします。第1款病院事業費用33億7,116万9,000円は同額でございますが、第1項医業費用第1目給与費17億8,485万5,000円を90万5,000円減額いたしまして、第6項訪問看護ステーション費用第1目給与費第1節給料を30万円、第2節手当5万5,000円、第4節法定福利費55万円を増額するものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第95号から同意第5号まで、総務部長。

総務部長（川本 一夫君） 議案の18ページをお願いいたします。議案第95号、指定管理者の指定について説明いたします。順に施設の名称、指定管理者、指定の期間を申し上げます。上天草市交流センタースパ・タラソ天草。熊本市本山2丁目7番1号。スパ・タラソ天草管理運営共同企業体、寺本光明。平成21年4月1日から26年3月31日まで。

提案の理由は、交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を指定するには地方自治法の規定によりまして議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして19ページをお願いいたします。議案第96号、指定管理者の指定について説明いたします。先ほどと同じでございますので、名称等だけ申し上げます。上天草市老人福祉センター。上天草市松島町合津3433番地52。上天草市社会福祉協議会、これは会長になっております、松尾萬二郎。指定の期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

提案の理由は、先ほどと施設を除きまして前述に同じでございますので、省略させていただきます。

次に議案の20ページをお願いいたします。同意第5号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて説明いたします。住所、上天草市大矢野町中25番地4。氏名、小幡孝行、税務課長でございます。生年月日、昭和24年5月30日。

提案の理由は、市長の指揮を受けまして固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者を議会の同意を経て市長が選任する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。以上、お願いいたします。

日程第 2 2 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 3 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 4 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（渡辺 稔夫君） 次に、日程第 2 2、諮問第 3 号から日程第 2 4、諮問第 5 号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上の 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（川端 祐樹君） 諮問第 3 号から第 5 号につきましては一括して御説明申し上げたいと思います。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることでございます。一人目が、上天草市大矢野町上 5 8 6 0 番地 1 5、愛甲郁子でございます。二人目が、上天草市松島町阿村 1 0 6 1 番地、荒木正昭。三人目が、上天草市松島町教良木 3 4 3 2 番地、瀬川重子。以上の 3 名でございます。

人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして議会の意見を聞く必要がございます。以上、よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。あす 4 日は議案研究のため休会し、次の本会議は 5 日午前 1 0 時から質疑、委員会付託となっております。質疑の希望者は本日午後 5 時までに通告書を御提出くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0 時 2 1 分